

質問番号	項目	質問	回答
1001	①物品費	仕入れ先への支払い方法において、ファクタリングは認められるか。	今回のImPACTにおけるJSTからの委託研究において、ファクタリングによる経理処理は認めていません。 お手数ですが、現金もしくは銀行振込指定をお願いいたします。
1002	①物品費	当社にとって設備投資(1件20万円以上は固定資産計上)に該当する助成金について国庫補助金の圧縮記帳(法人税法施行令第79条)に適用可能か。	今回のImPACTにおけるJSTからの委託研究費は、法人税法施行令第79条に定めのとおり、国庫補助金の圧縮記帳の対象外です。
1003	①物品費	同一プログラム内の企業間での物品、役務等の調達を行うことは可能か。	原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合※の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行ってください。 ※契約100万円以上の物品又は役務の調達(1契約が100万円未満の場合、利益排除手続の省力可能)
1004	①物品費	書籍について、例えば化学英語の辞典や英和・和英辞書などは直接経費として支出できるか。	当該書籍が、他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。しかし、当該書籍が委託研究に直接的に必要であり、当該委託研究に専ら使用されるものであれば、汎用的な辞典や辞書であっても、直接経費から支出することは妨げませんので、研究機関で適切に判断の上、支出してください。 なお、学生の教育目的、あるいは個人のスキルアップを目的とする支出を直接経費から行うことは出来ません。
1005	①物品費	「資産として計上すべき改造」とは具体的にどのような場合か。	法人税法上の「資本的支出」に該当する場合です。具体的には、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となります。 なお、資本的支出の該非判定は、個別具体的な事情を踏まえて行う必要があるため、必要に応じて、税理士等の専門家に相談の上、対応ください。
1006	①物品費	放射性物質を使う実験が必要となったが、設備の関係上、当研究機関では実施できない実験がある。消耗品を当研究機関で購入する必要があるが、放射性物質のため、持ち運ぶことが難しい。当研究機関で発注し、他機関に納品させることは可能か。 なお、他機関の設備を利用するだけであり、共同研究者の登録はしない。	他機関に納品させることは可能ですが、発注者としての確実な納品検収及び在庫管理等が必要です。 (留意点) ① 他機関の事務部門と連携し、発注者としての検収業務を確実に実施すること(事後確認を含む、当事者(研究者)同士以外の者によるチェック)。 ② 当該他機関においても同一の課題による委託研究が実施されている場合、当該他機関による発注を検討すること。
1007	①物品費	サーバーの購入を計画しているが、最大3年間の保守サービスが附与される。研究期間が2年後の平成30年度末までであるため、保守期間も平成30年度末である2年間に短縮又は按分すべきであるか。	以下の要件を満たすことを前提に、当該保守期間を研究期間内に短縮又は按分することなく当該サーバー購入費用を直接経費から支出することが認められます。 ① オプションではないこと。 ② 保守料部分の金額が特定できないこと。 ③ ①及び②について、証拠書類として確認できるようにすること。
1008	①物品費	委託研究専用の実験室内における以下の工事費用を直接経費から支出することが可能か。 ・エアコン撤去・新設工事(装置維持のための空調管理のため) ・ドア防音工事(騒音防止や装置への振動防止)	環境整備に係る費用は、原則的に管理経費等への計上が適当と考えられます。福利厚生や職場環境の向上を主目的とする場合、直接経費への計上は認められません。 ただし、当該実験室が、委託研究のために専ら使用される場合には、研究を推進するにあたり、最低限必要な建物付帯設備や備品の設置・整備・改造費用は直接経費から支出することが可能です。資産として計上すべきものは「物品費」、そうでなければ「その他」経費から支出してください。
1009	①物品費	存施設に対して、天井板取付及び落下防止工事を実施する必要がある。委託研究を実施する際に、研究室の温度を一定に保つ必要があるが、現状、天井版がなく温度を一定に保つことが困難である。また、エアコンの風によって天井の配管についたホコリが空中に舞い、雑菌が混入し、実験に支障をきたしている。 当該研究室を委託研究と他の研究で半々の割合で利用しており、当該工事費の50%を物品費から支出してよいか。	既存の施設・整備等の改造・修理であっても、当該委託研究に直接必要かつ不可欠である場合は、直接経費から支出が認められます。 直接経費からの支出に際して、当該工事で「施設の価値が高まる場合は「物品費」、そうでない場合は「その他」から支出してください。資産として物品費に計上すべきものか、保守・修繕費としてその他経費に計上すべきかは、研究機関の会計基準等に準じます。(FAQ1006参照)。 なお、判断に迷う場合は、必要に応じて税理士等の専門家に相談してください。 本委託研究と他の研究で共同で利用する場合、利用状況等を勘案した合理的根拠に基づき区分して負担する場合には按分計上が可能です。委託費への計上にあたり、研究機関の整理を文書にまとめた上で、証拠資料の一つとして保管してください。
1010	①物品費	直接経費で海外より調達した物品について、国際宅配便業者から関税の請求を受けた。当該関税を、直接経費から支出することは可能か。	委託研究に直接的に必要で、かつ他の関税と区分することが可能な場合、直接経費(物品費)から支出することが可能です。
1011	①物品費	家電量販店で立替払いにより消耗品を購入する際、ポイントを取得することは可能か。	JSTでは特定のルールを定めておりませんので、研究機関の規程等に基づき、各研究機関の責任において取得の可否を判断してください。
2001	②旅費	旅費の合算使用について、費用按分などルールはあるか。	基本的に、用務に応じた費用を各事業で負担すべきであり、それ以上に、JSTでは、費用の按分に関して、特定の方法を定めていません。各研究開発機関の責任において合理的と考えられる方法により区分してください。 なお、用務のボリューム等に明らかな偏りがある場合に当分で按分することは、合理的でないと思われる可能性があります。
2002	②旅費	海外出張時には、研究機関の規程で必ず海外旅行傷害保険に加入することとなっているが、当該保険料を直接経費から支出することは可能か。	研究機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、直接経費から支出することが可能です。 なお、規定によらず、各個人の判断での傷害保険加入や予防接種は受益者負担が適当であるため、直接経費から支出することは認められません。
2003	②旅費	平成30年度の委託研究費執行に際して、翌年度に開催予定の学会の参加費や航空券代を今年度の委託研究費から支出することは可能か。	ImPACTは平成31年3月末日で終了するため、翌年度(平成31年4月1日以降)開催の学会に係る参加費や旅費を今年度の委託研究費から支出することはできません。
2004	②旅費	本委託研究への一時的参加者(被験者やフィールドワークの協力者等)に旅費を支払う場合に、研究計画書記載のメンバーである必要があるか。	直接経費で旅費を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究開発計画書に記載された研究開発プログラム参加者である」という要件を満たす必要がありますが、一時的(3ヶ月未満)な参加者に対して旅費を支払う場合については、研究開発計画書への登録を省略することができます。一方、予め3ヶ月を越える参加が想定される場合、または本研究に係る論文の著書や発明者となる可能性がある場合は、研究開発計画書に研究開発プログラム参加者として登録する必要があります。 なお、研究開発計画書への登録を省略する場合であっても、当該旅費を直接経費で支出することの妥当性が担保されていることが前提となります。
2005	②旅費	直接経費から支出する出張で航空会社のマイルを取得することは可能か。	JSTでは特定のルールを定めておりませんので、研究機関の旅費規程等に基づき、各研究機関の責任において取得の可否を判断してください。
3001	③人件費・謝金	ポストドクの自宅—会社間の交通費はImPACTの予算から支出可能か。支出可能な場合、出張などで使用する旅費の費目で整理してよいか。	「自宅—会社」間の交通費について、支払い対象者が当該委託研究の研究(開発)参加者であり、研究機関の規定に沿って支払いが行われていることを前提に、当該費用をImPACT予算から支出することが可能です。 当該支出をImPACT予算に計上する場合の費目整理については、機関の給与規程に記載されている「通勤費」に該当するものであれば、人件費として整理する等の方法が挙げられますが、研究機関の規定に沿って適切に整理いただければ結構です。

3002	③人件費・謝金	人件費に含めることができる「各種手当」「法定福利費」はどのようなものがあるか。	「人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます」が、それぞれの内容については、次のとおりです。 ○各種手当 原則として、扶養手当、住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものを対象とします。祝金、見舞金、持ち株会奨励金等は認められません。 ○法定福利費 法定福利厚生にかかる費用であり、社会保険料の事業主負担分を指しています。具体的には、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労働保険料(雇用保険および労働者災害補償保険のための保険料)、児童手当拠出金、障害者雇用納付金、労働基準法に基づく災害補償の費用などです。  人件費精算書(様式520)にも同様の記載がありますので、参考に願います。
3003	③人件費・謝金	会社では、福利厚生として家賃・宿泊費補助などの項目があるが、この補助費の支払いはImPACTの予算に計上してよいか。	給与規程に記載されている場合、給与負担額として、ImPACT予算に計上することが可能です。(事業主が個人へ支払い、個人から各種支出が発生すること＝給与規程に記載されている。) 事業主が代行して、他者(家主、交通機関)へ支出するものは、福利厚生の一環のため、ImPACT予算への計上は認められません。
3004	③人件費・謝金	直接経費で雇用する者の人件費として、雇用時の付帯費用は計上可能か。 ・赴任旅費、赴任旅費(被扶養者)、面接に係る旅費、研究員募集広告	○当該委託研究に専従する者の場合 ・各研究機関の規程に準拠することを前提に、適切な科目に計上してください(赴任旅費等＝旅費、募集広告＝その他)。  ○他の業務と兼務する者の場合 ・計上できません。
3005	③人件費・謝金	直接経費で雇用する者が、有給休暇を取得した場合、当該有給休暇部分を直接経費として計上することは可能か。	就業規則等において有給休暇の取扱いが規定されており、かつ、当該委託研究のために雇用された期間に対する有給休暇の使用である場合に、計上可能です。また、当該研究者等が複数の研究資金等により雇用される場合には、従事日誌に基づく従事時間(裁量労働制を適用している場合には研究機関で適切に設定を行ったエフォート率)により按分して計上することも可能です。
3006	③人件費・謝金	退職金を直接経費で計上することは認められるか。 また、退職給付引当金を計上することは可能か。	就業規則等において退職金の取扱いが規定されており、かつ、当該委託研究のために雇用された期間に対する退職金である場合に、計上が可能です。また、退職給付引当金は、各研究機関が機関の規程に従って適正に算定を行い、対象者毎に金額を明らかに出来る場合に計上が可能です。 なお、兼業者については、退職金・退職給付引当金のいずれの場合も、当該研究に係る従事部分を従事割合等により区分して適切に計上する必要があります。
3007	③人件費・謝金	委託研究費から人件費を措置している研究員が産前産後休暇(有給)を取得する予定であるが、当該期間の人件費を委託研究費から支出することは可能か。	産前産後休暇(有給)について、通常発生し得る他の有給休暇と特段の区別は設けていません。各研究機関の規程に沿って適切に対処されることを前提に支出可能です。
3008	③人件費・謝金	直接経費で雇用する者の3月分の社会保険料について、3月末までに金額の確定ができず、当年度の経理報告に間に合わないものがある。3月分の社会保険料については、当年度・次年度どちらの年度区分で処理すればよいか。	委託研究費の計上は経費の発生した年度区分で処理することになりますので、3月分の経費は当年度に計上することが原則となります。 なお、人件費における事業主負担分の社会保険料や不課税取引等に係る消費税相当額等の研究機関留保分について、3月末までに金額が確定する場合は、委託研究実績報告書の提出期限までに社会保険事務所或いは税務署への支払いが行われていなくとも、当年度において計上することが可能です。  一方、次の経費のうち、会計年度末において支払額が確定しない場合でかつ、委託研究契約書等により翌会計年度の研究期間が約定されている場合に限り、例外的に翌会計年度に計上することが可能です。 ○社会保険料・運送料 ○光熱水料・通信料 ○その他JSTが特に認めるもの  なお、委託研究契約書等により翌会計年度の研究期間が約定されていない場合(研究期間の最終年度)は、このような翌会計年度に計上する特例の取扱いが不可能となります。
3009	③人件費・謝金	一時的作業で謝金を支払う場合に、研究計画書記載のメンバーである必要があるか。	直接経費で人件費・謝金を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要がありますが、一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金(アルバイト料)を支払う場合については、研究計画書への登録を省略することができます。また、会議等に招聘する外部講師も上記に準じ、一時的な参加であれば登録を省略することができます。 一方、予め3ヶ月を越える作業が想定される場合は、研究計画書に研究参加者として登録することが必要です。 なお、研究計画書への登録を省略する場合であっても、その研究参加者は当該研究に必要不可欠であることが前提となります。
3010	③人件費・謝金	委託研究に従事している研究員(現在、エフォート率90%)が、新たに講義を担当することになった。 講義については、研究室で委託研究と一緒に進めている大学院生を対象とし、本来の研究室の教授の講義を部分的に担当し、大学院生の研究の理解を深いものにすれば、委託研究の成果をより向上させることが期待できる。 当該研究員のエフォート率を変更することなく講義を担当することは可能か。	委託研究の成果をより向上させることが期待できる講義ということですが、その観点によると、全ての講義が何らかの形で委託研究につながることであり、切り分けが困難となります。委託研究そのものではないため、当該講義に係る人件費を直接経費から支出することは認められません。 講義担当にあたり、講義分のエフォートを控除した新たなエフォート率で按分した人件費を直接経費から計上してください。
4001	④その他	委託研究契約に研究者以外の者を参加させることはできるのか。	ImPACTは、単なる研究開発ではなく、出口戦略等を踏まえた戦略的な研究開発を推進するものです。これらのマネジメントはPMチーム(PM、PM補佐他)が主体となって実施するものですが、研究開発機関においてもPMの要請のもと一定の役割が期待されます。この役割は、必ずしも研究者よりも知財専門家やURA等が担うことが相応しい場合もあります。このようなケースでは、研究者以外の者を参加させることができ、運営会議への出席を含む旅費等を委託研究費から支出することができます。 なお、経理や人事に関する事務に関しては、管理経費から支出すべきものであり、担当者を参加させることはできません。
4002	④その他	学会に関する費用について、直接経費から以下の支出が認められるか。 ・参加費(登録費)・予稿集代・年会費・懇親会費  懇親会費は以下の2パターンについて ①学会参加費と懇親会費のそれぞれの金額が開催案内等で明示されており、区分して支出することが可能なもの ②学会参加費に懇親会費が含まれており(切り分け不可能)、総額での支払いを必要とするもの	当該研究題目に係る研究発表等、当該委託研究に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費(登録費)」および「予稿集代」の支出が可能です。 また「年会費」について、原則として、個人又は研究機関の権利となるものへの支出は認められず、更にすでに継続して加入している学会の年会費を、研究期間のみ直接経費から支出することは認められません。ただし、委託研究の成果に係る論文の発表などのために、新たに当該学会への加入が必要となる場合は、例外として直接経費からの支出が認められます。  「懇親会費」の取扱い ①については、国費を財源とすることから、直接経費以外の経費にて支出ください。 ②については、研究機関の規程の範囲内で何らかの合理的な考え方(旅費支払いを行っている場合には日当等の食事相当額を控除すること、会議費等の機関内の支給基準を準用すること等)に基づき、過剰な支払いとならないよう適切に判断の上、処理を行ってください。なお、学会参加費と不可分なレセプション等が当該研究に関する活動の一環であり、供される食事も極めて軽微であると研究機関が判断する場合には、学会参加費と一括して直接経費より支出することを妨げません。

4003	④その他	リース料、保守料、雑誌年間購読料、ソフトウェアライセンスについて ①複数年度にまたがる契約を行うことは可能か。 ②複数年度分の費用を一括して前納した場合に、その全額を委託研究費から支出することは可能か。	①委託研究契約の契約期間の範囲内において複数年度契約を行うことは可能です。(研究機関の責任において、契約期間を超える複数年度契約を行うことも妨げません。) ②複数年度分の費用を一括して前納した場合でも、原則として、直接経費として計上できるのは、当該年度の既経過期間部分のみです。 翌年度以降は、委託研究契約が継続・更改される場合に限り、既経過期間部分の費用を計上(前払い費用の振替処理)することが可能です。 なお、ソフトウェアライセンスや一定期間定額ダウンロードが可能な電子書籍については、以下の要件を満たす場合に、当該年度の直接経費で全額を計上することができます。 ・当該年度に使用する目的で調達したものであること ・当該年度内に納品・検収まで完了していること ・利用期間が研究計画書記載の研究期間の範囲内であること。(研究期間終了以降のライセンス期間分は認められません。)
4004	④その他	印紙税、固定資産税等の税金を直接経費から支出することは可能か。	印紙税、固定資産税等の税金は管理事務の必要経費と考えられることから直接経費ではなく管理経費で措置するのが妥当と考えられます。
4005	④その他	専用メーターが装備されていない場合であっても合理的な算定根拠がある場合には光熱水料を直接経費から支出することが可能とされているが、合理的な算定根拠とは、具体的にどのようなものをいうのか。	光熱水料の合理的な算出方法例としては、以下のようなものが考えられます。ただし、施設単位で算定方法が統一されており、個々の負担額の総額が、施設での発生総額に対し過不足の生じないことが前提となります。 なお、以下はあくまでも例示ですので実際の計算にあたっては、各機関が個々の事例に応じてその合理性を十分に説明しうる方法にて行ってください。  【ケース1】フロアの一部を占有エリアとして当該研究を実施している場合 (例1) 光熱水料 = 電力会社の契約単価(円/kwh) × [(フロア全体の使用電力量 ÷ フロア全体面積) × (当該研究を実施している占有エリア面積)] (例2) 光熱水料 = フロア全体の年間又は月毎の光熱水料 × (当該研究を実施している占有エリア面積 ÷ フロア全体面積) 【ケース2】研究設備を共同利用している場合(スパコン、高圧電子顕微鏡など) (例) 光熱水料 = (設備の定格電力量 × 電力会社の契約単価(円/kwh)) × 使用時間 【ケース3】フロアの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備(クリーンルーム内にある設備) (例) 光熱水料 = (設備の定格電力量 × 電力会社の契約単価(円/kwh)) × 使用時間 + (クリーンルーム全体の年間又は月毎の光熱水料) × (クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合(20%であれば0.2))
4006	④その他	実験の協力者、被験者への謝礼として、商品券等の金券を渡した場合、直接経費に計上することは可能か。	謝礼として使用した商品券等の金券の費用を直接経費として計上することは可能です。ただし、一人当たりの謝礼金額が研究機関の規程等に基づき妥当であることが前提です。また、購入数量が過剰とならないよう、十分留意の上、管理台帳を作成するなど適切に在庫管理ください。 なお、余剰(使い残り)が発生した場合、当該部分の計上は認められません。
4007	④その他	研究担当者の移籍に伴う物品の移送費を直接経費から支出することは可能か。	本委託研究に必要な物品の移送費については、直接経費から支出することが可能です。 なお、当該研究に使用されない物品が含まれる場合は、適切に区分して計上する必要があります。
4008	④その他	予定していた海外出張が急遽予定変更となった。これに伴うキャンセル料は直接経費として支出可能か。	キャンセル料については、一般的には天災等の真に止むを得ない理由であれば直接経費からの計上が認められ支出が可能と考えられますが、具体的な個々の事案の適否については、各機関の規程の範囲内で、各機関において適切に判断を行ってください。 なお、事務手続き上の誤りや自己都合による場合には支出することは出来ません。
4009	④その他	フィールドワーク先までレンタカーを使用する必要が生じ、それに係るガソリン代と高速道路料金を支払うケースが生じた。これらについて全て執行することは可能か。また、あわせてどの予算費目で整理するのが適切か。	移動手段としてのレンタカー、燃料代、高速道路料金の取り扱いについては、効率性・経済性に配慮した上で、各研究機関の規程に基づき適切に判断を行って処理してください。 なお、予算費目は「その他」として計上ください。ただし、研究機関の旅費規程で「旅費」に計上する場合の予算費目は「旅費」としてください。
4010	④その他	手数料に関する以下のケースについて、直接経費で計上してよいか。 ○研究発表のための学会参加費の立替払いにおいて、立替を行った研究者が振込手数料を負担した場合 ○海外から特殊な種子を輸入したが、この購入にかかる個別送金手数料	手数料については一般管理費的性格を有することから、直接経費以外(管理経費など)での計上が原則となりますが、当該委託研究に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区分できる場合は、例外的に直接経費にて計上することも可能と考えますので、貴機関で適切に判断を行ってください。
4011	④その他	委託研究契約の発効日(研究開始日)以降で、かつ、JSTから委託研究費が振り込まれるまでの間に発生する研究費を計上してよいか。	発効日(研究開始日)以降に発生する当該事業年度分の研究費につきましては、JSTと合意した研究計画に基づく経費であれば、研究機関にて経費を立替えの上、支出することが可能です。研究活動を進める上で必要な経費を計上することができます。 なお、大型の研究設備・機器の購入や研究員の新規雇用の場合など、上記の研究計画に基づく経費の執行について、念のため確認したい場合は、研究担当者あるいはJST担当者までお問合せください。
4012	④その他	当該委託研究の推進上、外部の機関にて実験を行う必要があるが、当該直接経費にて購入した設備等を外部の実験室に持ち込むことは可能か。	必要に応じて可能です。ただし、設備等が搬入される外部機関において善良なる管理者の注意義務が履行される必要がありますので、その点を踏まえ研究機関および受入機関との間で確認・調整してください。 なお、JSTより、外部機関の物品受入に係る許可書類・現物確認方法等、善管義務がどのように担保されているかの確認を求めることがあります。
4013	④その他	直接経費で取得した物品の廃棄処分は、研究期間終了後でなければならないのか。	直接経費により取得した物品は研究機関に帰属することから、その取得物品の廃棄にあたっては、研究機関の物品管理規程に沿って適宜判断を行うこととなります。一方で、当該物品は国費を原資として購入されたものであると同時に、当該委託研究の研究期間において有効かつ適正に使用されることを前提として購入されたものと考えられます。 従いまして、研究期間中に廃棄を行うことの妥当性について(その物品購入が研究推進上、真に必要であったか、或いは、不適正な使用・管理による機器の損失ではなかったか、残りの研究期間において使用することがないか等の観点を踏まえて)、研究機関に説明責任が生じる点には十分留意ください。 なお、当該物品の廃棄が研究推進に影響を及ぼすと考えられる場合には、研究担当者よりJST担当者に対し、速やかにその旨を連絡する必要があります。
4014	④その他	実験の協力者、被験者への謝礼として、商品券等の金券を渡した場合、直接経費での計上が可能か。	謝礼として使用した商品券等の金券の費用を直接経費として計上することは可能です。ただし、一人当たりの謝礼金額が研究機関の規程等に基づき妥当であることが前提です。また、購入数量が過剰とならないよう、十分留意の上、管理台帳を作成するなど適切に在庫管理ください。 なお、余剰(使い残り)が発生した場合、当該部分の計上は認められません。
4015	④その他	委託研究で使用した水銀や六価クロムなどの試薬を廃棄する必要があるが、当該廃棄手数料を直接経費から支出することは可能か。	委託研究を実施する過程で発生した有害物等の廃棄物を適切に措置するために必要となる費用を直接経費から支出することは可能です。委託研究に係るもののみが前提です。

4016	④その他	アメリカにてレンタカーを借りた際に保険にも加入した。当該ロードサービス及び緊急医療に関する保険について、直接経費から支出することは可能か。  【レンタカー使用の理由】 公共交通機関がほとんどなく、安全な移動手段は車しかない。多くの高価な機材を運搬し、頻りに移動するため、都度タクシーを呼ぶことは実験の進行を妨げる。	研究機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、直接経費から支出することが可能です。 なお、規定によらない各個人の判断による保険の加入は受益者負担が適当であるため、直接経費による支出は認められません。
4017	④その他	委託研究で使用している機材が損傷した。当該機材には、動産保険を掛けており、係る保険料を直接経費から支出していた。 動産保険で支払われる保険金は、紛失した機材の実費よりやや高額となるが、すべて当該委託研究に使用することで問題ないか。	保険金は「実費よりやや高額」とのことであり、実費相当分と差額分を分ける必要があります。実費相当分は、当該機材の原状復帰に使用する必要があります。差額分は、利息収入と同様の扱いとして、委託研究に使用していただくことが望ましいと考えられます。 上記について、保険金がおりの機材が専ら委託研究に用いるものであること、保険金額(保障額)が妥当であることが前提です。 なお、今回の保険金を委託研究費の収入に計上する必要はありません。
4018	④その他	委託研究に必要な研究実施場所を研究機関内で得られず、外部の研究専用施設を賃借していた。委託研究の終了にあたり、当該研究実施場所の賃借契約を解約する。 原状回復工事を行う必要があるが、直接経費からの支出が可能か。	直接経費からの支出が可能です。当該契約期間中に工事を完了させる必要があります。  【参考】事務処理説明書 P27 iv) 研究実施場所借上経費について ・当該委託研究に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の支出が可能です。 研究機関は、研究実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が研究機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。 ・研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な機関においては、収支簿に添付して提出してください(様式任意)。
4019	④その他	委託研究に係る観測機器及び他の研究で使用している機器を設置している土地を賃借している。当該賃借料を「研究実施場所借上経費」として計上するにあたり、直接経費からの支出が可能か。	委託研究に係る観測機器が占有している土地面積を、他の研究で使用している機器の占有面積と明確に区分できる場合は、委託研究に係る観測機器を占有している土地面積分の賃借料について、按分計上が可能です。
4020	④その他	プリンタのトナーや文具類、事務什器等の環境整備費用は直接経費で支出可能か。	当該事務機器や消耗品が他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。 ただし、当該委託研究に直接的に必要であり、研究実施現場において委託研究のために専ら使用するものであれば、汎用的な事務機器や消耗品であっても、直接経費から支出することが可能です。研究機関の責任において適切に判断の上、支出してください。
4021	④その他	委託研究に関連した研究集会を主催する場合、会場内への託児施設設置に係る費用を直接経費から支出してよいか。 また、土日開催や宿泊を要する学会・研究集会等に参加するに当たって、(日常的に必要な託児料以外で)臨時的に必要な託児料(休日保育や夜間保育に係る費用)を直接経費から支出することは可能であるか。	当該研究課題の遂行上必要である場合には、直接経費から支出することが認められます。また、「託児費用」も研究課題の研究遂行上必要であるなら支出対象から除外されるものではありません。 ただし、休日における学会参加等の臨時的な場合と異なり、日常的に必要な託児料については、社会通念上、給与や児童手当等により支弁することが適当と考えられます。託児費用への支出に当たっては、そうした点に留意の上、研究遂行上の必要性について、研究機関として説明責任を果たせるよう、適切に対応することが求められます。
5001	⑤管理経費	管理経費の用途について、どのような支出が可能か。	管理経費の用途は、事務処理説明書に記載の通り、「ImPACT実施のための環境整備(経理処理、人事、研究環境整備等)の経費を想定しています」となります。ただし、その執行については、これも事務処理説明書に記載のとおり、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に準じます。 したがって、研究開発機関の責任において ・計画的かつ適正に執行 ・領収書等の証拠書類の整備、事業完了年度の翌年度から5年間適切に保管していただければ良く、管理経費の執行の明細、内訳の一つ一つについて、JSTは確認する予定はありません。
5002	⑤管理経費	管理経費の年度末における未使用額の翌年度執行の制度利用はどのような場合に可能か。	事務処理説明書に記載の通り、「直接経費の年度末における未使用額に相応する管理経費についても、直接経費と同様に研究開発機関に存置したまま翌年度の執行も可能です」。また、逆に、当該年度において管理経費を全て使用してしまっている場合は、研究開発期間を通して直接経費が確定した後に、管理経費はその直接経費の10%までを上限としてその執行が認められます。
6001	⑥年度末における未使用額の翌年度執行	「年度末における未使用額の翌年度執行」にマイナスの額を入れて、翌年度の計画額を以って充当することは可能か。	ImPACTでは、基金の特性を活かした複数年度契約を締結していることから、研究計画の進捗状況が当初よりも進展している等の発生理由(備考欄記載)を確認できる場合に限り、当該執行を認めます(※)。 なお、翌年度の計画額ではなく機関側の自己負担により充当する場合は、「年度末における未使用を受けた翌年度執行予定額」には0円と記載し、備考欄に自己負担額を記載してください。 ※上記処理は委託研究契約において翌会計年度の研究開発期間が約定されている場合に限りです。
6002	⑥年度末における未使用額の翌年度執行	再繰越は可能か。	基金といえども、研究資金を機関で滞留させることはできません。そのため、ImPACTでも再繰越はできません。 未契約分の未執行が見込まれる場合は、速やかにJST担当に連絡してください。その後、返還連絡書等の必要な手続をして、返還処理を行ってください。
6003	⑥年度末における未使用額の翌年度執行	複数年度契約において、繰越した研究費と翌年度研究費を合算して使用しても問題ないか。また、流用を行うことは可能か。	年度末における未使用額の翌年度執行(以下、「繰越」という。)は、予め翌年度における使途を定めて行って頂くものではありませんが、状況変化により繰越額のみでは資金に不足が生じる場合に翌年度研究費と合算して使用し、当初目的を遂行することを妨げません。また、繰越した研究費を新たな使途にあてることが有効かつ必要と認められる場合に、当初予定と異なる使途にあてることが(流用)も妨げません。 ただし、流用を行う場合には、i)繰越執行額と前年度の予算執行額を合計した結果が、流用制限の範囲を超える場合(各費目の流用額が直接経費総額の50%を超える場合)、もしくは、ii)研究計画の大幅な変更を伴う場合には、JSTの事前承認が必要となります。 なお、繰越額については、早期に執行頂く必要があります。従って、研究進捗の状況により繰越額の執行に遅滞が生じる場合には、必要に応じ研究費の調整を行いますので、速やかにJST担当者へ連絡ください。
7001	⑦決算報告・収支簿	委託研究契約事務処理説明書の別添2「証拠書類一覧」のうち、当機関内の規程等により証拠書類として整備・保管していないものがある。この一覧にある証拠書類は必ず整備する必要があるか。	別添2「証拠書類一覧」は、あくまで公的資金を扱う機関が一般に揃えている証拠書類等を参考として例示したものであり、対象となる証拠書類は原則として各研究機関の経理規程等に準拠して整備することで構いません。従いまして、上記一覧と書類が一致していなくても、代替する書類で説明可能であれば、必ずしも同一のものを整備する必要はありません。 ただし、当該委託研究費の執行に係る透明性・適正性を担保する目的で、研究機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証拠書類を証拠書類として整備・保管してください。

7002	⑦決算報告・収支簿	試作品やソフトウェア製作は、どの予算費目で仕訳すべきか。	試作品は、物品費に計上を行ってください。また、ソフトウェアについては、既製品の場合は「物品費」、外注品の場合は「その他」に計上してください。 なお、研究開発要素を含む外注(再委託)は原則として認められませんので、ご注意ください。
7003	⑦決算報告・収支簿	消費税相当額とは何か。	委託契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託契約額の総額が消費税の課税対象となります。一方で、支出額に人件費・外国旅費等の不課税取引等が含まれる場合には未払消費税が発生することになりますので、これを消費税相当額として直接経費で計上し、研究機関に留保しておくことが可能です。
7004	⑦決算報告・収支簿	当該委託研究の推進上、外部の機関にて実験を行う必要があるが、当該委託研究費にて購入した設備等を外部の実験室に持ち込むことは可能か。	研究推進上の必要性があることを前提に可能ですが、当該設備を持ち出す期間、持ち出し先に応じて処理が異なります。詳しくは、事務処理説明書「9.物品の取扱いについて3)物品の移動等について」をご覧ください。
7005	⑦決算報告・収支簿	該当の場合、作業月報(様式518)、作業日誌(様式519)、従事証明書(521)の提出が必要があるが、正本の提出は必要でしょうか。 また、取得物品報告書(様式515)は、報告対象がない場合、提出する必要があるか。	作業月報(様式518)、作業日誌(様式519)、従事証明書(521)は、各様式の写し一部をご提出ください。正本の提出は不要です。 なお、事務処理説明書に記載の通り、「大学等」においては、平成29年度の報告より、研究開発機関における事務負担軽減ならびに迅速かつ適正な精算および額の確定を目的として人件費に係る証拠書類の提出を省略することとしますが、研究機関において適正に証拠書類の作成及び管理を行ってください。 取得物品報告対象がない場合は、取得物品報告書(様式515)に該当がない旨を記載してご報告ください。
7006	⑦決算報告・収支簿	繰越があった場合、当該受入年度分と前年度繰越分における「執行明細書又は(様式512)収支簿」の記載はどのようにすればよいか。 また、平成30年度の事業について、平成31年1月提出の(仮版)と平成31年4月末提出の(正式版)を分けるにあたって、「執行明細書又は(様式512)収支簿」の記載はどのようにすればよいか。	前年度繰越分における金額に相応する案件がわかるように記載してください。 具体的には、当該受入年度分と前年度繰越分に分けて「執行明細書又は(様式512)収支簿」を作成して頂けると、各年度分の執行状況金額が明確になるため、その方法を推奨します。また、1つの「執行明細書又は(様式512)収支簿」に当該受入年度分と前年度繰越分を合わせて記載する場合、「前年度繰越分における金額」の執行分がわかるよう該当分の備考欄等に「前年度繰越分における金額」と記載ください。なお、【前年度繰越分】と【当該受入年度分】を合算して執行した場合(質問番号:6003のケース)、【前年度繰越分】の充当額を備考欄等に記載ください。 平成30年度の報告書(仮版)および(正式版)について、(仮版)における報告済み収支と(正式版)における追加報告に相応する案件がわかるように記載してください。 具体的には、12月末までに支払が完了しているもの(仮版)と1月以降に支払が完了したもの(正式版)に分けて「執行明細書又は(様式512)収支簿」を作成していただく、あるいは、改ページ等で区分するといった方法が考えられます。なお、(正式版)提出時に(仮版)報告済み内容に修正が発生する場合には、修正案件が分かるよう備考欄に「金額変更」と記載する等、変更事項を明示願います。
7007	⑦決算報告・収支簿	ImPACT事業最終年度となる平成30年度において、年度末までを契約期間としている場合、調達等に係る業者等への支払いはいつまでに完了している必要があるのか。当機関では月末締め翌月末払いとなっているため、3月納品分は4月払いとなります。当該支出は、平成30年度実施状況報告書(経理)に支出金額として計上してよいか。	期中に契約期間が終了する場合、業者等への支払いの期限は「実施状況報告書の提出期限まで」としており、契約期間が年度末まで継続する場合は、翌年度の5月31日が支払期限となります。 ImPACT最終事業年度となる平成30年度においては、精算及び額の確定の早期実施のため、(正式版)実施状況報告書(経理)の提出を、4月末目途にご協力頂いているところではありますが、従来どおり会計年度終了後5月31日まで出納処理がなされれば結構です。その場合、当該支出金額を計上し、5月末までに(正式版)実施状況報告書(経理)をご提出ください。
7008	⑦決算報告・収支簿	未使用の納入遅延金等、JSTに返還すべき収入が発生した場合、どのようにJSTに報告すればよいか。	当該収入を返還する場合には、「委託研究開発実施状況報告書(経理)」(様式505)入力時の留意事項等のとおり、備考欄に事由と返還金額を記載の上、JSTに提出をお願いします。 なお、その場合、JSTから当該収入に係る補足資料の提出を求める場合があります。
7009	⑦決算報告・収支簿	ImPACT最終年度における管理期間(平成31年1月以降)は、どのような経費が直接経費に計上が可能か。	研究開発機関におけるImPACTの研究開発の終了時期は、最長の場合でも平成30年12月末日とし、平成31年1月から3月末日までの期間は、研究開発プログラムの管理期間となります。管理期間中は、研究機関においては論文投稿・発表、知的財産権に係る出願、成果の取り纏め等アウトリーチを主体に実施することを想定しております。 例えば、論文の投稿掲載料、ImPACT事業の成果発表にかかる学会参加費及びその旅費、各プログラムが主催とする成果報告会などの参加旅費、研究成果の取り纏めのためデータ出力における必要なソフトウェアの経費、成果の取り纏めに係る人件費等の計上が可能です。 機関において、適正に判断の上、計上してください。